

法務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
69	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士登録の取消に係る仕組みの構築	児童福祉法第18条の19等の規定により、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者等については、保育士登録を取り消し、その者に通知の上、保育士登録証を返納させることとなっている。 しかし、刑の確定情報が速やかに提供されなければ、適切に保育士登録の取消等の事務ができない。 平成28年国会答弁における厚生労働省局長答弁に関する検討を早期に進め、取消等の対象となる事業を把握できる仕組みを早急に構築すること。	平成28年1月、本県で保育士登録者が逮捕される事案が発生した。禁固以上の刑が確定すれば、保育士登録を取り消す必要があるため、逮捕後の情報収集を行ったが、情報を容易に入手できないことから、新聞報道等により探知し、本籍地を調査、本籍地の市区町長へ犯歴情報を照会したうえで、取消処分を行った。 平成28年11月、神奈川県では過去に強制わいせつ罪で実刑判決を受けていたにもかかわらず、保育士登録が取り消されなかった保育士が逮捕される事案が発生した。欠格事由に該当した場合、保育士は登録を行った都道府県知事に届け出なければならないとされているが、当該事例では届出がされていなかった。 神奈川県での事件を受け、平成28年11月17日の(参)厚生労働委員会では、再発防止策についての質問がされ、欠格事由に該当する場合の都道府県知事への届出の徹底を周知すること、及び保育士の犯歴情報を把握するため、法務省との犯歴情報との突合が考えられるが、実効性のある対策を講ずることができるのか、関係省庁と連携して検討する旨を厚生労働省は答弁しているが、その後の検討状況について周知がされておらず、今後、類似の事件が起こる可能性は解消されていない状況にある。 取消事案を新聞報道等ではしか把握できない現状において、都道府県が同法に規定する処分を行うため、保育士登録をしている保育士の本籍地の市区町村に対して一律に犯歴照会を行う方法は、合理的ではなく、また、都道府県及び各市区町村における作業が膨大になることから、都道府県が取消等の対象となる事業を把握できるよう制度を見直し、適切に取消ができるようにする必要がある。	欠格事由に該当する保育士の登録の取消を行うことにより、適切な事務の確保及び保育士制度の対する保護者を始めた国民の信頼確保につながる。	児童福祉法第18条の5及び19、児童福祉法施行令第19条、児童福祉法施行規則第6条の34	法務省、厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	北海道、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、徳島県、宮崎県	○本件で保育士登録を行い他県で保育士として勤務していた者が逮捕されるという案件があった際に、他県に新聞記事等の情報提供を求めたが、情報収集に手間取るとともに、欠格事項に該当するかどうかの判断に必要な犯歴照会を検察庁に行うには保育士本人からの請求が必要であり、個人情報の収集に苦慮している。 ○平成27年12月認可外保育所において死亡事故が発生し、平成28年10月に当時勤務していた保育士が逮捕される事例があった。調査により当該保育士が平成22年に児童への強制わいせつの罪で禁固以上の刑に処せられていたことが判明した。当時は他都道府県で勤務していたこと、事件の性質上報道がまったくなかったことから、本県で情報収集することができなかった。刑の全容を把握した時点(平成28年3月)で刑の執行終了から2年を経過していたため、取消の要件(法第18条の19第1項)から外れていた。刑の確定情報を速やかに入手することは保育士登録制度において重要である。保育士登録をしている保育士の本籍地の市区町村に対して一律に犯歴照会を行う方法は、本県だけでも保育士登録者が9万人以上いることを考えても、合理的ではなく、都道府県及び各市区町村における作業が膨大になる。より簡潔な方法で都道府県が取消等の対象となる事業を把握できるよう制度を見直し、適切に取消ができるようにする必要がある。 ○本県においても平成26年度に同様の取消し事例があり、事実の確認に多大な負担が生じたことから同様の支障事例が生じている。 ○本自治体においても、欠格事由に該当する保育士の情報は、新聞報道等ではしか把握できず、取消対象となる保育士の情報が的確に把握できているとは言えない状況にある。 ○平成27年度に本自治体においても取消事案が発生したが、刑の確定情報の把握が困難であった。 ○事案が発生した場合、現在報道により状況を把握せざるを得ず、対処すべき事案を見落とす危険性も高い状況であり、適切な情報の把握ができる仕組みの構築が急務である。	
190	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法第7条に規定する保護申請者の追加。	生活保護法第7条に規定する保護申請者に、成年後見人を加えるよう規定を改められたい。	成年後見人(精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者)は、十分な判断能力がなく、自身の生活困窮状態を自覚していなかったり、保護申請の意思表示を行うことができない場合がある。 成年後見人は、成年被後見人に代わって財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年被後見人について保護申請をすることができない。 民法における単純な代理による申請とは異なるのであって、成年後見人の権限・職責を考慮するならば、成年後見人が保護申請をすることができるとしても、本人の意思に基づいた申請を原則とする生活保護制度の趣旨に反するものでもない。 また、生活保護法第81条において、生活保護者に対し成年後見制度の活用を図るよう義務付けがあるならば、保護申請についても成年後見人ができるとすべきである。 なお、上述の支障については、生活保護法第25条の規定により職権をもって保護を開始できる場合もあるが、「急迫した状況にある」とは認められない場合も多く、上記の支障は解消しきれない。	成年後見人による申請を認めることで、はじめて申請の意思表示ができない成年被後見人の申請権は確保され、急迫した状況でない場合であっても必要な保護を受けることが可能となる。 また実施機関においても生活状況の把握、財産調査等の保護の決定に必要な事務を迅速かつ正確に行うことが可能となる。	生活保護法第7条、生活保護法別冊問答集問9-2	法務省、厚生労働省	岐阜市	日立市、ひたちなか市、多治見市、島田市、豊橋市、京都市、大原市、岡山市、北九州市、雲仙市、熊本市、大分県	○精神障がいまたは知的障がい等により要保護状態となっている者が、成年後見人を同伴し生活保護申請を行うケースがあるが、その場合も、生活保護法に代理申請の規定がなく、国は代理人による保護申請はなじまないとしていることから、実施機関としては当該要保護者の意思能力の範囲内で申請意思を確認し、本人からの申請として受理している場合がある。 なお、生活保護法第81条において、被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人がないときは、保護の実施機関は速やかに後見人の選任を家裁に請求しなければならないと規定されており、成年被後見人に対する保護の実効性を担保していることから、保護の申請においても成年後見人による代理申請を可とする規程が必要と考える。 ○保護は、申請に基づいて開始することが原則である。また、その申請は本人の意思に基づくことが大原則であり、仮に要保護状態にあつたとしても生活保護の申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であり、現行運用上、代理人が判断するべきものではないとされている。しかし、本人に、十分な判断能力がない場合や、保護申請の意思表示を行うことができない場合については、代理人による保護申請の検討も必要と考える。 成年後見制度では、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が欠けている者について本人の権利を守るため、家庭裁判所が成年後見人を選任することとなっているが、その成年後見人は、本人の生活状況を把握し、本人に代わって財産に関するすべての法律行為を行うことができることを鑑みれば、成年後見人に代理申請を認めたとしても、本人について不利益な取扱がなれることは想定しにくい。このことから、生活保護について、成年後見人による代理申請を可能とする制度改正が必要と考える。 ○成年後見人からの申請について、本市の場合は急迫した状況にない事例だけはあるが今までに数件ある。その際には扶養義務者に申請してもらうよう説明しており、現在のところは扶養義務者がいなかった事例はない。但し、急迫した状況になく、扶養義務者がいない場合は当然に考えられること、また、成年後見人の職責からしても申請者に加えることは適当であると考えます。	
218	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業分野における外国人技能実習制度について、農業者が行う農産物栽培研修と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和	農業分野における外国人技能実習制度について、農業者が行う農産物栽培研修と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和を求める。	農業には季節性があることから、積雪期の実習が難しいなど、個々の農業者や農業協同組合等の取組みだけでは、周年に亘り、技能実習を継続することが困難となっている。 一方、黒石市では「地域担い手レベルアップ事業」により新規就農者や若手農業者を育成したり、「くろし農産物等販売力強化補助金」により、農業者が取り組む地産品等のブランド化や新たな販路開拓を支援しており、これらの支援を受けた地域の農業者や農業協同組合等の取組みを現場として、技能実習生に生産から販売まで一連をなす効果的な研修を受けていただきたいと考えている。 しかし、現行の制度では、技能実習を共同で行うのは複数の法人が行う場合に限られていることから、個人である農業者と農業協同組合等が共同で行うことができず、青森県の農業分野の実習生は、農業者が行う農産物栽培研修か、農業協同組合で行う農産物選別研修のどちらかのみ、しかも、1年未満で技能実習を終えざるを得ず、技能実習の効果を十分に得ることができない状況である。	現行制度の1実施者、1作業の受け入れ体系にとらわれることなく、技能実習の実施期間に予定される農業者の農産物栽培研修と農業協同組合での農産物選別出荷研修の技能実習が一体的に行われるなど、相互に実習機会を融通することにより、年間を通じて効果的な農業実習が可能となる。	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律第8条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律施行規則第3条	法務省、厚生労働省、農林水産省	黒石市、青森県	藤崎町、千葉県、石川県、長野県、香川県、愛媛県、宮崎県	○本県では、年間を通じ多様な農産物が生産され、農業協同組合ではそれぞれの地域において選果作業を行っているところ。特定の農業協同組合では、こうした現場に外国人技能実習生を受け入れているが、年間を通じた作業がなく、長くと半年程度しか受け入れることができない状況。このため、外国人技能実習生としては、期間・内容とも限定的な研修とならざるを得ない。もし、複数の農業協同組合が連携のうえ技能実習研修生の受入が可能となれば、受入可能期間である3年間にわたって幅広い研修体系の構築が可能となり、農業協同組合と研修生相互にとってメリットがあるといえる。また一方で、外国人技能実習生の受入に当たっては、製造業での登録となっていることから、選果・調整作業のみにしか従事することができず、農作業の技能実習を行うことができない。農業者と農業協同組合とが共同で技能実習を行うことができれば、互いの研修場所においてより幅広い研修を行うことが可能となる。 ○本県の農業は、農地を効率的に活用し、複数の品目を同一場所で作付けする形態が多く、作業の一部をJA等が実施する作業支店を活用する大規模経営体も多いことから、同一の経営体では、作付けから出荷までの一連の作業を十分習得できない場合も懸念される。このため、複数の農業法人やJA等における技能実習の組合せは、技術習得に効果的であると考えられる。 ○域内のりんご移出業者が、冬期間の季節雇用で外国人の雇用を実施している例があり、冬期間の農産物選別研修と夏期における農業者の栽培研修を組み合わせる事により、りんごの生産から販売まで一連のより効果的な農業実習として実施する素地があると考える。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
306	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人に関して、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提供を、地方公共団体が地方入国管理局に要請することができ、また、地方公共団体からの情報提供の要請に対し、地方入国管理局が情報提供することを義務付ける制度を求め。	<p>○地方公共団体が行う外国人への生活保護の支給手続きにおいて、入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人については、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提出を求めているが、本人が資料を用意できなかったり、提出資料が不十分と見受けられるケースが発生している。</p> <p>○厚生労働省の通知によれば、切迫した状況にない中で理由なく立証資料の提出を拒んだ場合は、申請を却下しても差し支えないとされているが、外国人に対する生活保護の支給は、あくまで地方公共団体の個別判断に委ねられており、生活保護支給の対象となる外国人は、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人とされていることに鑑みると、在留資格取得時の資産状況等と生活に困窮している現状の双方を総合的に勘案して、支給の要否を決定する必要があると考えている。</p> <p>○このため、 ・入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人が、「独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること」という在留資格の取得要件を満たしていたこと。 ・当該外国人から提出された立証資料に漏れなどが無いこと。 などを確認したいと考えているが、現行の法規定では、当該事項を確認できる資料を地方入国管理局から確実に入手する方法が存在せず、適切な審査事務の実施に大きな支障が生じている。</p>	入国後間もなく外国人から生活保護の申請があった場合に、適切な支給手続きを行うことができる。	外国人からの生活保護の申請に関する取扱いについて(平成23年8月17日 社保発0817第1号)	法務省、厚生労働省	千葉県			長野県、多治見市、島田市、豊田市、京都市	—
273	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空き家等の適正管理に向けた空家等対策の推進に関する特別法の見直し(管理責任者指定規定の創設)	<p>空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが調整できない場合は、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすること</p> <p>【現状】 空き家については、その所有者等が適切に管理するという努力義務が、当該法第3条に規定されているところであり、空き家の所有者が死亡した際、相続登記がされていない場合は、法定相続人全員に空家についての情報を提供し、適正管理を求めている。しかし、自治体から空き家が危険な状態である旨を法定相続人全員に連絡したとしても、その義務を履行するか否かは最終的には本人の判断によるものであり、法定相続人同士が疎遠になっていたり、世代が変わっていることもあり、誰も管理せず、長年空き家が放置されていることが現状となっている。</p> <p>【支障事例】 放置の状態が続くことで、近隣住民より苦情が寄せられ、早急に対応する必要があるが、地方自治体としては、個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報まで提供することができず、法定相続人間の調整ができない。 そのため、地方自治体が法定相続人全員に連絡を行い、何らかの対応を取る必要があり、事務上の負担となっているほか、直ちに特定空家に該当しないような危険空家の対応が滞ってしまっている。 法定相続人のうちから代表者を指定することができれば、責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化(市から相続関係の教示を行うことも含む。)されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。</p>	<p>空家等対策の管理責任者を指定することで空き家の管理に必要な措置が講じられることを期待できるとともに、地域住民の安全安心な暮らしに資する。</p>	空家等対策の推進に関する特別措置法第9条、10条、12条	総務省、法務省、国土交通省	兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	鹿角市、いわき市、ひたちなか市、桐生市、小田原市、三条市、多治見市、静岡県、豊橋市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、大村市、	<p>○ 空き家の相続人が十数人おり、自分の相続分だけは負担するという相続人が多い案件がある。このような場合、相続人の管理責任の意識が希薄となり、管理責任者に誰もならず、空き家への対応が滞る。なお、相続放棄などにより相続人不存在となった空き家については、法で国庫に帰するところのだから、即時国が介入し、所有するような措置を願いたい。管理責任者を決めれば、これまで滞っていた空き家の対応が少なからず進むと考えられる。</p> <p>○ 当市でも同様に、所有者が死亡した後に相続がなされず、空き家の管理者等を確知できない事例が存在する。制度改正により、このような空き家の所有者等に対して連絡する際の手続きが円滑になることが期待できる。</p> <p>○ 空家等の所有者へ連絡を取る際に、所有者が死亡しているが、相続手続きがなされていない場合がある。相続財産管理人が設定されている場合は、相続財産管理人に連絡を取ることになるが、相続財産管理人が設定されていない場合は、相続権を有するすべての者に連絡を取る必要がある。実際には相続財産管理人が設定されているケースが少なく、管理者への連絡が困難となる場合がある。</p> <p>○ 相続権利者が複数で調整がつかず、誰も管理せず、空き家が放置されているケースがある。地方自治体として、連絡が取れる関係者に依頼し、権利者同士話し合うよう促すが、調整しない(できない)状態で、放置されてしまっている。</p> <p>○ 当該空家の法定相続人が複数存在しても、固定資産税の相続人代表者を管理者として見立てて指導を行っている。しかし、あくまでも「納税」の代表者であって建物の管理責任を負っていないという認識の方が多いように感じる。そこで、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすれば責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。</p> <p>○ 当市では、相続関係者が30人近くのケースもあり、全員の連絡調整を行うのが困難で事務に支障をきたしている。また、相続登記をしやすくする環境を整えることが、空き家等の発生を抑制することに繋がる。平成29年5月に相続手続きが簡素化されたが、さらに必要費用を安価にすることも検討すべきではないかと考える。</p> <p>○ 当市においても、空き家の所有者が死亡した際に、相続登記がされておらず、法定相続人が多数にわたっていた場合があった。個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報を提供することができなかったが、本人が電話番号を伝えることを了承した上で、他の法定相続人と連絡をつなぐことができたため、解決に至ることができた。法定相続人が多数にわたる場合は、長期間の対応が必要となり、早急な空家等対策に苦慮している。</p> <p>○ 法定相続人が複数存在する場合は、当市でも法定相続人全員に適正管理を求めており、承諾を得たうえで親族の連絡先を調整したり、また軸となり得る人物に積極的に助言をするなど、親族間に入り込み対応している状況である。解決に至った事例もあるが、時間や労力を費やしているところであり、代表者を指定できれば迅速かつ円滑な対応が見込まれる。</p> <p>○ 問題のある空家等については多くの場合は、法定相続人の関係が希薄であるため、相続関係の教示も含む管理責任者の指定は、問題の改善が図られることが期待できる。</p> <p>○ 状態の悪い空家等については、所有者が既に亡くなって相続されずに長年放置されている事例が多く、相続人全員に改善を依頼するものの、相続人間による協議等が行われず、また、自分は関係ないとして無視する方もいる状況で、ますます状態が悪くなっていくことが容易に想像できる。相続人の中で代表者が指定されれば、円滑かつ早急な対応が期待できるとともに、事務負担の軽減につながる。</p> <p>○ 個人情報保護のため、本人の許可がない場合、連絡先の情報提供が難しく、法定相続人の連絡調整がなかなかつかない状況であり、事務上の負担も大きく、業務が滞っている状況。代表者の指定については何らかの指針が必要であると思われるが、円滑な処理のため必要と思われる。</p> <p>○ 当市においても1件の空き家に対し6〜7人の共有者がいる例がある。納税代表者は、空家等の及ぼす問題を理解されているが、共有者の中には死亡して次の世代に代わっている人もおり、ほとんどが県外在住者のため話をとりまとめることができないとのことである。管理責任者を指定できれば早急な問題解決につながると思われる。</p> <p>○ 住民苦情への対応を求めるために、法定相続人全員を特定する作業時間等は膨大であり、事務上の負担となる。当市では通常、納税義務者に対し適正管理の指導を行うが、法定相続人の間で納税義務者の決定が進んでいないケースも散見されることから、提案のように代表者を指定することができれば円滑な対応を図れる可能性が高まる。</p>	
310	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際の、長期間相続登記がなされておらず、公共事業に係る用地取得の際の手続きの緩和	<p>公共事業に係る用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまで大きな事務的な負担があった。</p> <p>また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。</p> <p>国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利活用に係る現行制度の活用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置(国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事業も存在している。</p>	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際に必要な手続きが簡素化されれば、事務的な負担が大きく軽減され、公共事業による土地の利活用の推進に資する。	所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン	内閣府、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省	中津川市	福島県、埼玉県、中井町、浜松県、島根県、名古屋市中区、田原市、滋賀県、鳥取県、広島県、熊本県、大分県、鹿児島県、鹿兒島市	<p>○ 本県の現状として、土地の所有者や相続人の所在や存否が不明の場合、財産管理制度を活用しているが、多大な時間と労力を要し事業が長期化するなどの支障が生じている。通常1案件につき2名体制で、相続関係図の作成(3〜6ヶ月)、行方不明者の調査(3〜6ヶ月)、法務局や家庭裁判所等関係機関との協議・審査等(6ヶ月程度)を行っている。所有者(相続人)の存否や所在の不明な土地については、地域ニーズに対応した幅広い公共目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築を急いでほしい。</p> <p>○ 本県においても同様の支障事例があり、時間的、予算的負担も生じており、手続きの簡素化を求める。東日本大震災で被災した海岸堤防の復旧工事において、事業用地として所有権保存登記がされておらず、表題部のみの49名共有地を取得する必要があった。現占有者は時効取得を費用の面で諦めたことから、起業者が所有者不明の土地として、不在者財産管理人を選任し、裁判所から権限外行為許可の審判を受け、土地売買契約を締結した。この土地の保存登記を行うためには、確定判決を得る必要があるため、不在者財産管理人との間で、訴え提起前の和解の手続きを行うこととした。和解の申立には議会の議決が必要であり、議会の議決を経て、裁判所に和解の申立を行い、和解調書の交付を受け、所有権保存登記を行い用地を取得することとしている。(現在手続き中)</p> <p>○ 道路改良事業の用地買収において、登記簿が表題部ののみで氏名だけが記載された7人共有名義の土地がある。明治時代ごろから相続されておらず、住所不明のため相続人の特定が困難な地権者があり、用地取得に支障をきたしている。</p> <p>○ 相続人多数、所有者が行方不明により用地取得を断念した事例もあった。</p> <p>○ 市の中心部においては相続財産に価値があり、相続が概ね完了している場合が多いが、都市縁辺部の農地等のうち、神社や自治体所有の土地が檀家や住民の共有持分になっていることがあり、何代にもわたって相続が行われていない場合がある。これが中山間部や山間部となると自治体等待ちの共有地のみならず、個人所有でも何代にもわたり相続が未完了の案件があり、事務の大きな障害になっている。国内において同様な事例は多く存在すると考えられ、今後、予想される人口減少と労働力の流動化が激しくなることと、このような状況が進み、このことにかかると事務量や事務費の大幅な増大が懸念されるため、早急な法整備が必要である。</p> <p>○ 急傾斜地崩落対策事業に係る用地取得の際に、登記簿表題部に氏名のみが記載されている地権者がおり、住民票、住民票(除票)、戸籍謄本、改製原戸籍等の調査を行ったが不明であった。継続調査の結果、旧土地台帳に居住していた村までの記載を発見した。後日、居住地(村)、氏名のみから役場の協力のもと調査を行った結果、天保12年生まれ的人物又はその前戸主(共に氏名が同じ)である可能性が高いことは判明した。しかし、ともに死亡又は失踪していることから追跡調査はできなかった。居住地付近の寺院の過去帳や地元の開き取り調査を実施するが、有力な情報は得られず。現在、失踪届の提出された県外市町村へ戸籍情報を照会中である。急傾斜事業のため用地補償費は廉価であり、財産管理制度を活用した場合、予算超過となることから明らかであり、早期の制度改正を要する。</p> <p>○ 河川の事業用地のなかに大正時代から相続登記がなされないまま放置されている物件があり、登記名義人の相続人を調査した結果、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されているため、相続人調査を完了することができず、対応に苦慮している事例がある。</p> <p>○ 道路の事業用地のなかに村落共有地があり、役員の共有名義で登記されているものの、大正時代から相続登記がなされないまま放置されているため相続人調査を行ったが、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されており、権利者を特定することができない。認可地縁団体の設立および認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を活用することも検討しているが、事務的に負担が</p>		

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
											<p>大きく、対応に苦慮している。</p> <p>○ 本県では、河川改修工事の事業予定地において、以下のとおり関係機関等との調整などに膨大な時間を要するなど対応に苦慮している事例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の登記簿は保存登記がなく、表題部のみで登記されており、表題部の土地所有者は所在地不明のため、死亡確認ができない。 ・ 不在者財産管理人を選任することとなるが、所在不明のため、東京家庭裁判所への申立が必要となる。 ・ 不在者財産管理人を選任し、裁判所からの権限外行為のもと、契約締結ができたとしても、保存登記ができないため、所有権確認請求訴訟を提起する必要がある。 ・ 所有権の確認訴訟は、一級河川であるため、国が提起する必要がある。 <p>所有者を特定することが困難な土地については、全国どの都道府県においても存在していると考えられるが、公共事業用地の円滑な取得の妨げになっていると認識している。現在、国の「所有者不明土地問題研究会」において、所有者不明土地の公共的事業の利用円滑化について検討がなされており、平成29年10月下旬に公表が予定されている提言内容について注視しているところである。</p> <p>○ 都市計画道路事業用地において、明治時代に所有権保存登記がなされ、以来、相続登記がなされていないため、法定相続人が約200名に及ぶ土地がある。相続人の中には、海外移住者や生存及び居所不明者が含まれていることから、用地交渉が難航し、事業着手から20年以上経過した現在も用地取得に至っていない。現行の不動産登記法では、共有地を分筆する際には、共有者全員の同意を必要とすることから、任意協議にて当該土地取得することは、ほぼ不可能である。そこで、公共事業における用地買収に際しては、共有者の過半数の同意により分筆登記を可能とするよう制度改善が必要であると考え、これにより、内諾者と持分契約・登記が可能となり、後に収用裁決手続きへと進展した場合にも、内諾者を巻き込むことなく真に手続きが必要な権利者のみを対象とすることができ、また、民法258条に基づき分割請求訴訟も可能となることから、公共事業の促進に繋がるものとする。</p>	

財務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>				
	区分	分野									団体名	支障事例			
66	A	権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く)に分かれている。 両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。 両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を国、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかという経営革新等支援機関の意見もある。 また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。 都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。 【参考】 ■経営力向上計画 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画(主に事業者の既存事業を対象とした計画) ■経営革新計画 事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画	【権限移譲による効果】 経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。 また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。 【移譲に際しての懸念と対応策】 経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同指針に基づいて認定を行うことが可能であると考えられる。 【参考】 ■認定件数(H28.7～H29.2) 全国 16,146件 (経産省12,738件、国交省1,225件、農水省1,127、厚労省566件、国税庁167 等) うち広島県 419件	中小企業等経営強化法第13条、第14条	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県						
108	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	罹災証明に係る一連の申請・制度の見直し	『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手続の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。 また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。	平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では発災以降、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等の調査を行った。 当市においては、住家の罹災証明交付件数2,449件のうち、「半壊に至らない(一部損壊)」と認定された住家は、2,316件(94.6%)と大半を占めている。 半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的な事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請(住家121件)が多く出され、調査期間の長期化を招くこととなった。 また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するものの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されることである。 一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、損害割合が半壊に近しい15%～19%の住家は全体の12.5%になっており、生活再建支援制度の対象とならないほか、義援金でも大きな差が生じることとなっている。 さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。	1.「調査手続の簡素化」 1次調査においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的手順として、①「全ての住家について、被災写真等との照合による自己申告方式により、被害程度の判定を行う。」、②「明らかに半壊に至らないと判断できる住家については、事例写真等と被災写真の照合により、被害程度の判定を行う。」、③「半壊に至らないと判断できない住家については、外観、傾斜、部位の判定による調査により、被害程度の判定を行う。」といった具体的手順を選択可能な調査方法として、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることが期待する。 2.「被害の程度及び認定基準の区分の再編」 自治体独自の支援策(災害見舞金、住家の補修補助等)の円滑な運用にあたって、被害の程度及び認定基準の区分については、地方公共団体の判断に基づいた設定が可能である旨、運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることが期待する。 また、罹災証明発行後の疑義に対する窓口対応や2次調査等の所要時間の短縮が図られ、事務負担の軽減につながると考えている。 3.「民間の地震保険損害認定基準との調整又は活用」 被害認定事務においては、官民の調査基準を統一したうえで調査の一本化を行うことで、民間保険会社と地方公共団体との連携(調査対象の分担等)や、その調査結果について相互に活用が可能となること、また、民間保険会社のみならず建築士会や土地家屋調査士会等、知識と経験を有する団体と連携するなど、調査に関する対応について、複数の選択肢があればより効果的かつ効果的な調査が可能となる。	・「災害の被害認定基準」 ・「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成28年6月内閣府<防災担当>)	内閣府、金融庁、財務省	由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村		常総市、ひたちなか市、上越市、亀岡市、大原市、伊丹市、鹿児島市	○本市では、被災者生活再建支援システムを導入し罹災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から確定までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建が早期にできるものと思慮される。 ○南海トラフ巨大地震のような市内全域において甚大な建物被害が発生する災害時には、本市においても調査人員の著しい不足が予想され、より「調査手続の簡素化」等による業務の効率化が必要である。		
168	A	権限移譲	その他	国の会計事務に関する委任権限の指定都市への付与	【現行制度】 国費事務は、会計法により、知事又は知事の指定する職員が行うこととされている。この規定に基づき、都道府県は国の会計機関として、支出負担行為や支出の決定、繰越承認申請などの国費事務を行っている。しかし、市町村は国からの委任を受けられないことから、都道府県は国庫補助金(交付金を含む)に係る会計処理等の国費事務について、指定都市を含め市町村分を代行している。 一方、国庫補助金に係る申請や変更申請手続、繰越承認申請前の調整等について、指定都市は県を介さず国と直接行うこととされているものも少なくない。これらの国費事務は、県が実質的な調整過程に関与しないまま、形式的な手続き(官庁会計システムの打込み作業等)のみを担っている。 【支障事例】 指定都市は、申請手続等を国と直接行うものについても、最終的な会計処理は県に依頼することになるため、県への説明等に時間を要すだけでなく、短期間で必要資料作成等の事務処理を行わなければならない。 また、県では詳細なチェックができないため、事務が形骸化してしまい、責任ある処理が困難である。さらに、付帯する各種照会(示達額確認、国費進捗など)等についても県が相当の事務を担っている。 例えば、社会資本整備総合交付金関係では、H28年度、35件約66億円分の支出事務を行った。指定都市は他の市町村よりも国費金額やその流用も多いため、国費の動きを県で把握することが困難である。	指定都市では、一貫した国費事務が可能となり、事務の迅速化・効率化が図られる。県では、指定都市分の形式的な手続きが省略され、事務の効率化が図られる。さらに、国費事務の責任がより明確になる。	会計法第48条補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条	財務省	埼玉県		神奈川県	○【現行制度】 本県内の指定都市についても、国の会計事務を法定受託している県を介さず、直接補助事業について国と調整を行っているものが少なくないため、同様の支障が発生しており、会計処理は形式的なものとなっている。 ○【支障事例】 直接国と指定都市がやりとりする補助金については、国と当該市の間で交付決定の通知や、補助事業に関する調整が行われており、そこに国の会計機関としての県は介在しないため、会計処理を行うための情報(交付決定や、事業の進捗など)を当該市に確認しないと入手できず、執行管理が非常に困難となっている。なお、例として本県の社会資本整備総合交付金においては、H28年度、54件約227億円分の支出事務を行った。			

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
311	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化	教育委員会が教育長に委任した事務の行政処分について、行政不服審査法の審査請求の審査庁を明確にする。 ※改正案はその他欄記載	【経過】 行政不服審査法(遂条解説)では、審査請求の審査庁となる上級行政庁とは「指揮監督権を有する行政庁」としているが、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、改正前の第17条「教育長は、教育委員会の指揮監督の下…」の部分が削除され、改正後の第13条のとおり教育長は教育委員会の代表となった。このため、教育委員会が教育長に委任した事務の審査請求についての審査庁が不明確となっている。 一方で平成27年7月17日文科科学省初等中等教育推進部では「…教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にある…教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできない」としており、指揮監督権が残っているかのようにも解釈できる。 【支障事例】 教育委員会が教育長に委任した学校教育法施行令第8条の指定校変更許可や教育施設の使用許可申請等について、申請を棄却する際の行政不服審査法第82条の表示が困難になるなど業務に支障があり、処分を受けるまでは市民も審査庁が不明確な状態であるなど、国民のための行政経済制度が十分に機能していない。 また、教育長が審査庁となる場合、教育委員会が審査庁となる場合には不要の審判員指名等の事務が新たに発生するため、事務の効率化のための委任により別府省が生じるという矛盾が生じる。 【全国の状況】 全国の教育委員会のHPを見ると、新教育長制度に移行しているにもかかわらず、教育長の処分の審査庁を教育委員会にしている例や教育長にしている例が見受けられ、同じ法律を根拠としながら統一されていない。	地方教育行政についての行政経済制度が明確化され、国民、市民を救済するための行政不服審査法の趣旨である迅速速やかな手続の下で、広く行政庁に対する不服申し立てをすることができるための制度が実現する。 なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第56条では、教育委員会が行政庁に事務の委任をした場合の新設の代表についての定めがある。行政事件訴訟法と行政不服審査法は行政経済法という部分では同じであるため、考え方を同じにした方が国民、市民に分かりやすい仕組みとなる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条	文部科学省	塩尻市	(塩尻市提案)改正案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第56条に次の1項を加える。 2 第25条の規定により教育委員会の権限に属する事務の全部又は一部を委任した場合において当該事務に関する処分についての審査請求は、当該教育委員会に対してするものとする。	豊橋市、松原市 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教法」という。)の改正(平成27年4月1日施行)により、教育長が教育委員会の指揮監督下にあることを明記する(旧地教法17条が削除された)ことは事実であるが、現行制度でも、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務を執行し、その意思決定に反することはできないとされていることから、教育委員会が最高の意思決定機関であることに変わりはない。 したがって、教育委員会が教育長の関係では行政不服審査法第4条第4号の「最上級行政庁」に該当し、教育長は処分権限を委任した場合、教育委員会は同号に基づき審査庁になると解される。 ○本市では、教育長に委任した事務についての審査請求は、教育委員会に対して行うものとして、事務を執行しているため、例に挙げられるような支障事例は特に見受けられない。しかしながら、他都市では、教育長が審査庁であるのであれば、法改正では、まずは、通知等により認識を統一するのがよいのではないかと考えている。 ○当県では、審査庁は教育委員会になるわけと解釈している。 現在、本県で具体的な支障事例が生じているわけではないが、塩尻市の案のように法律に記載されれば明確になると考える。 ○本県においても、教育委員会が教育長に委任した事務にかかる審査請求の審査庁が整理されておらず、今後、審判員の指名等適切な審査手続きの執行に支障が生じる恐れがある。 ○支障事例はないが、今後そうした事態が予想される。 ○教育委員会が教育長に委任した事務の行政処分をする際に行政不服審査法第82条の表示内容について、行政不服審査法の審査請求の審査庁が不明確であるとして疑義が生じる等業務に支障があるため、提案案内容のように明文化しておくことが必要であると考えている。	
245	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知)及び「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について」(平成27年4月10日付27文科高第94号高等教育局長通知)に基づく「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)」は、地方公共団体がそれぞれ定める要件を満たせば、返還支援を受けるとして、奨学金に比べて、通常の無利子奨学金より有利なため、本県では、制度利用者の利便性を考慮し、通常の無利子奨学金の「予約採用」(申込期限:7月中旬)の前に、県単独の奨学金制度の対象者の選考と併せて、地方創生枠の推薦者を仮認し、この仮認日から漏れた者が通常の無利子奨学金の申込みができるようになっている。 【支障事例】 ただし、県の仮返還時点(6月下旬)では、「在学採用」に係る成績要件や所得要件(3年卒業時)の確認ができないため、「予約採用」に係る成績要件や所得要件(3年進級時)で仮返還をせざるを得ず、本人の大学入学直前に成績要件と所得要件(3年卒業時)の最終確認を再度行ったうえで正式推薦を行う必要が生じ、提出書類が増えるなど本人の負担が多くなる。また、県が仮推薦を決定したにもかかわらず、大学入学直前の「在学採用」の成績要件と所得要件を満たさないため、最終的に奨学金の貸付を受けることができない事態が生じる場合があり、対応に苦慮している。	【経過】 本県では、日本学生支援機構の無利子奨学金が、適格者全員に貸与されていない状況等を踏まえ、平成23年度に県単独の奨学金制度(香川県大学生等奨学金制度)を創設し貸付を実施するとともに、地方定着促進要綱に基づき、日本学生支援機構の無利子奨学金を活用している。 また、平成27年度には、在留要綱等に基づき、日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)」として、理工系学部等へ進学し、卒業後に、県が策定した「香川県産業成長戦略」における県の成長を促す分野に就業することを要件に、奨学金の返還支援を行う制度も導入し、平成28年度の大学進学等から実施している。 「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)」は、地方公共団体がそれぞれ定める要件を満たせば、返還支援を受けるとして、通常の無利子奨学金より有利なため、本県では、制度利用者の利便性を考慮し、通常の無利子奨学金の「予約採用」(申込期限:7月中旬)の前に、県単独の奨学金制度の対象者の選考と併せて、地方創生枠の推薦者を仮認し、この仮認日から漏れた者が通常の無利子奨学金の申込みができるようになっている。 【支障事例】 ただし、県の仮返還時点(6月下旬)では、「在学採用」に係る成績要件や所得要件(3年卒業時)の確認ができないため、「予約採用」に係る成績要件や所得要件(3年進級時)で仮返還をせざるを得ず、本人の大学入学直前に成績要件と所得要件(3年卒業時)の最終確認を再度行ったうえで正式推薦を行う必要が生じ、提出書類が増えるなど本人の負担が多くなる。また、県が仮推薦を決定したにもかかわらず、大学入学直前の「在学採用」の成績要件と所得要件を満たさないため、最終的に奨学金の貸付を受けることができない事態が生じる場合があり、対応に苦慮している。	「予約採用」が適用されれば、予約採用時点での県の地方創生枠の推薦に基づき、奨学金の貸付が確定もどとなり、大学入学後にならなければ奨学金を借りれるかどうか確定しない事態が生じる不安が解消される。 また、「在学採用」に係る成績要件や所得要件の確認をする必要が無くなり、利用者に対する負担がなくなる。	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知) 奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付27文科高第94号高等教育局長通知)	文部科学省	香川県	宮崎県 ○本県においても、今年度より地方創生枠の推薦者を募集(8月以降)することとしているが、「予約採用」の方が申込み時期が早く、進学後に確実に貸与を受けられるため、「在学採用」のみを対象となる地方創生枠推薦者の確保が困難であることが想定される。 また、香川県と同様に、地方創生枠で推薦した学生が、大学入学後に「在学採用」の成績要件等を満たさずに、無利子奨学金の貸与を受けられない可能性がある。			
264	A 権限移譲	教育・文化	特別支援教育就学奨励事業等にかかる事務の政令市への移譲	政令市における市立学校分の特別支援教育就学奨励費、高等学校等就学支援金、高校生等奨学金給付金の各事業における就学のために必要な経費の支弁、支給資格の認定、支給決定等の事務は、都道府県の所管となっている。 【支障事例】 平成29年度から県費負担教職員制度の見直しが行われ、給与負担の決定権限等が政令市に移譲されたが、特別支援教育就学奨励事業等未だ都道府県で行うこととなっている。そのため、政令市が設置している市立学校については、政令市が家庭から申請書類を受理し、内容確認を行った後、県に送付しているが、県においても申請書類を改めて確認、審査しており、事務が重複することによる非効率性や支給決定までの期間の長さで課題であり、保護者からもいつ頃支給されるのかという問い合わせがある。 ※兵庫県における各制度の政令市分の事務量及び推定所要時間 ・特別支援教育就学奨励費:約1,000人 所要時間219時間 ・高等学校等就学支援金:約5,200人 所要時間191時間 ・高校生等奨学金給付金:約1,000人 所要時間230時間	当該事務を政令市の所管とすることで、生徒や保護者の家庭状況等をより身近に把握している政令市において、「審査・支給決定等の事務を一元的に実施すること」による申請から認定、支給決定等までの期間短縮が可能となり、保護者等への早期の経済的支援にも資する。	特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条、3条、5条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条、6条、11条、15条、17条、18条 ・高等学校等就学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱第2条	文部科学省	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県	北海道、岡山県 ○政令市(学校)が家庭から申請書類を受理し、内容確認を行った後、県に送付しているが、県においても申請書類を改めて確認、審査しており、事務が重複している。			
153	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	学校給食費に係る既存の支援制度の見直し	学校給食を安定的に実施するため、経済的に困難している世帯へ実施している各種支援制度による就学援助費のうち学校給食費相当額について、保護者の委任状なしに直接学校等へ交付できるような制度の見直しをする。	保護者に交付された就学援助費について、学校給食費以外の出費に使われる場合がある。学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。	学校教育法第19条 要保護および重要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領について(文初第第二号昭和三十九年二月三日文部省初中局長・体育局長通達)	文部科学省	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都府、関西広域連合	石巻市、ひたちなか市、千代田区、多治見市、浜松市、愛知県、福岡市、山形県、小野田市、大分県 ○学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。 ①学校で保護者の同意を得る必要が無くならない場合がある。給食費の手続きがスムーズに進まない場合や保護者の同意を得られない場合が見受けられ、給食費の滞りによる支障をきたしている。制度を見直すことにより、保護者の委任状なしに直接学校等に交付されるようになることで以下の効果が期待できる。 ②学校で保護者の同意を得る必要が無くならないため、迅速で確実な徴収が見込まれる。 ○本市では、就学援助申請時に必ず学校長が代理請求・受領する委任状をもらっており支障となっている事例はないが、委任状を必要とせず、確実に給食費が給付されるようにすることで以下には賛同できる。 ○保護者に交付された就学援助費について、学校給食費以外の出費に使われる場合がある。学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。 ○学校が再三納付の依頼を行っても委任状の提出が無く、反応が無い保護者がいる。 制度改正により、少しでも給食費の未納が解消されると、安定的な学校給食の運営につながる。 ○支援制度の趣旨から鑑みても保護者の委任状の必要性について疑義が生じる。			

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
226	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	<p>学校給食費における私人への徴収委託を行えるよう、次のいずれかの対応を行うことが必要です。</p> <p>①地方自治法施行令を改正し、第158条第1項の限定列挙に債権名を追加する</p> <p>②学校給食法を改正し、私人への徴収委託を可能とする規定を設ける</p>	<p>コンビニ納付は私人への徴収委託であるため、地方自治法第243条により制限されます。ただし、次の2通りの場合は、認められています。</p> <p>①地方自治法施行令第158条第1項に限定列挙された以下の債権の場合 使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、寄附金、貸付金の元利償還金</p> <p>②個別に法令に規定する必要がある場合(国民健康保険料等)</p> <p>学校給食費は、現行法上、上記の①②のどちらにも該当しませんので、コンビニ納付ができない状況です。</p>	<p>【制度改革の経緯】 本市では、学校給食費の透明性の向上や教職員の負担軽減等を目的として、平成24年度に学校給食費を公会計化し、保護者が横浜市へ直接学校給食費を支払うことを明文化しました。しかし、公会計化後も依然として学校給食費の未納が課題となっています。また、現状、納入通知書払の方は金融機関の窓口でしか支払ができませんため、コンビニでも支払ができるようにするようご要望をいただいております。利便性の向上も課題です。</p> <p>【制度改革の必要性】 納付率及び利便性の向上を実現するため、保護者が课间や休日でも学校給食費を支払いやすいよう、コンビニでの納付ができる仕組みを整える必要があります。学校給食費の99%については口座振替払いですが、残り1%の約2,000件及び毎月の督促状約8,000件は納入通知書払いとなっており、保護者からは、利便性が悪いためコンビニエンスストア等で支払えるよう改善を求められています。なお、未納額は、過年度繰越分も含めると毎年度約1億9千万円となっています。</p>	学校給食法 地方自治法	総務省、文部科学省	横浜市		<p>千代田区、豊橋市、京都市、大阪府、山陽小野田市、大分県</p> <p>○給食費滞納保護者への督促業務の負担軽減、徴収率の向上については、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費等においてもコンビニ納付など私人への徴収委託を導入することによって、利便性の向上を図ることができる。</p> <p>○現在、適切な時期を見据えて、公会計への移行を検討しているところであるが、公会計移行時には保護者から同様のご意見をいただくことが想定できる。</p> <p>地方自治法施行令第158条の趣旨(普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。)から鑑みても納付率及び利便性の向上を目的とした法の見直しを実施することは望ましいと考える。</p> <p>○本市の学校給食費については現在私会計であり、現年度分の督促・催告は学校で対応し、過年度分は教育委員会が対応している。学校側からは、現年度分を含めて徴収業務を市で対応してほしいという要望が上がっており、公会計化に向けて今後検討していきたいと考えている。納付方法については口座振替がほとんどで残りは現金徴収であるが、未納分については、学校持参、銀行振込、訪問徴収によるもので納付書は発行していない。納付書を発行することとなった場合、金融機関だけでなくコンビニでの支払いが可能になれば、利便性や収納率の向上が見込められる。</p>	

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
76	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童手当における学校給食費の徴収権限の強化	○伊丹市における平成28年度学校給食費は、調定額約5億2千万円中、平成29年5月時点で約250万円が滞納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、伊丹市では市からの電話・文書、訪問催告などの、あらゆる接触手段に回答がなく、また、裁判所からの支払督促にも反応がない上に、財産の所在も不明であるため、強制執行等の手続等も先に進まない受給者に対しては、そもそも特別徴収の同意を得ることが難しい状況にある。○学校給食費については私債権として位置づけられていることから、地方税の滞納処分等の例による処分を行うことができない。そのため、債権管理を行うに当たって財産調査や強制徴収を行うことができず、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保について支障が生じている。	学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めることで、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できる。	児童福祉法第56条 児童手当法第1条及び第2条 児童手当法施行令第8条 児童手当法の一部を改正する法律等の施行について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知平成24年 児発第031第1号) 学校給食法第1条及び第2条及び第11条	内閣府、文部科学省	伊丹市		旭川市、新潟市、新潟市、大田市、多治見市、浜松市、愛知県市、豊橋市、箕面市、倉敷市、山陽小野田市、大村市、雲仙市、大分県	○当県では、学校と保護者との信頼関係に基づき、きめ細かな給食費の徴収が可能な私会計による給食費の徴収を基本とする一方で、学校給食の公平性を確保している自治体もある。給食費滞納保護者への督促業務の負担軽減、徴収率の向上については、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めるべきである。○学校給食費の滞納が解消せず、滞り者との公平性の確保ができていない状態にある。○本市における平成28年度学校給食費は、約2億7千万円中、そのうち平成29年5月末時点で約830万円が未納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、申出数としては少なく、未納金の回収において大きな効果が得られていない。○本市における平成28年度学校給食費は、調定額約18億円のうち未納金額約300万円である。また、平成28年度の児童手当徴収実績は9名362,570円であり、電話連絡や戸別訪問により接触ができ、申出があった者に限定される。学校給食費は私債権であり、強制徴収権もないため、滞納額の削減が進まず課題となっている。児童手当からの特別徴収の適用拡大は、適正な債権管理の運用及び徴収業務に係る人員費等のコスト削減効果が期待できる。○本市においても、提案団体が示す事例のように、給食費の滞納については大きな課題となっている。給食費滞納額については、督促状の送付等により支払いを求めているが悪質な滞納者に対しては効果がなく事務的な負担も大きい。児童手当受給者の申し出による児童手当からの徴収を実施しているが、悪質な滞納者については同意を得ることが難しい状態である。しかし、当時の給食費の取り扱いは、公金化は行っており、学校給食費での私会計の取り扱いは、悪質な滞納者に対するため、提案団体が提案している強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要と考えます。○学校給食費の滞納者に対して、家電や面談、家庭訪問、督促通知等の様々な手法を用いて滞納対策に当たっているが、一部の滞納者にはほとんど効果がない状況で未納額の解消に苦慮している。児童手当受給者からの申し出が、特別徴収を認めると、未納額の抑制や教職員等の負担減、受益者負担の公平性を図ることができるなどの多くの効果が期待できる。○学校給食費の未納は保護者間の負担の公平性を著しく欠くばかりか、食料選定の制約や給食の質の低下など給食提供に支障を来すものである。大田市の平成28年度分給食費未納額は平成の5月末日時点で約9万円である。(収納率99.9%) 未納対象として、教育委員会からの文書催告や学校職員との面談等による催告を実施している。その際、児童手当法第21条の受給者の申し出による児童手当からの特別徴収の制度を案内しているが、その制度の適用を拒む保護者が結果的に未納者となっている。このような悪質な保護者に対し、学校職員は再三の連絡を取るなど、徴収事務に多大な時間を費やしている現状である。児童手当からの強制徴収が可能となれば、給食費の未納が解消されるため、学校事務の負担軽減が大いに期待できる。○平成28年度学校給食費の滞納額は、単年度で約200万円。電話、文書、訪問催告などの手段で接触をしているが、入金が少ない。○本市における平成28年度学校給食費は、調定額約35億3千万円中、平成29年3月時点で、約295万円、滞り度や約300万円が滞納となっており、その縮減は長期に渡る課題である。市から児童手当と学校給食費の振込口座を同一にするように依頼文書を出しているが、同意を得ることが難しい状況にある。本市の場合、学校給食費については公金計と私金計が混在している。特に私金計においては、徴収困難な状況が続いており、学校給食を実施する上で公平性を保つことが難しい状況にある。○本市においても、学校給食費の未収金削減は課題となっている。平成28年度の現年度分においては、収納率99.1%と公金計(市による直接徴収)してからは一番の数字となったが、約1千2百万円の未収金が発生している。市や学校での文書催告にも応じず、支払督促等の法的手段によって未納の解決が図れない事案は多々あるため、児童手当からの特別徴収が認められることで学校給食を実施する上での公平性の担保や、歳入の確保が図られ、コスト削減効果(催告にかかる事務負担、郵便料、法的手続に係る手数料等)も期待できる。しかし、特別徴収については、生活困難世帯からの徴収が妥当かどうかという判定基準も重要であるように考える。○当県においても、特別支援学校において学校給食費の滞納に対応するため、職員が何度も徴収へ出向いた事例がある。○本市においても学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定により、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、滞納者に連絡をとり、同意を得ることが困難な状況にある。このため伊丹市が提案されている児童手当法第22条の規定が学校給食費にも適用されることになれば、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できると考える。○学校給食費は他の債権とは異なり、滞納を理由として、児童・生徒の給食を停止することが望ましくないため、私会計で運用している現在においては、当該児童・生徒の給食費は他の保護者の負担となっている。現在、適切な時期を見極めて、公金計への移行を検討しているところであるが、保護者間の公平性の観点から学校給食費の未納問題は課題として挙げられており、強制執行等の手続等を実施する目的も検討理由の一つである。また、学校給食は、児童手当法第1条に掲げる目的(次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること)を実現するための重要な役割を果たしており、上記の問題解決の手段及び法の趣旨から鑑みても受給資格者の申出なく、強制的に徴収できるよう制度見直しを実施することは望ましいと考える。○本市においても給食費の未納が問題となっている。本人からの申し出により特別徴収も行っているが、納付義務者からの反応・行動が無ければ裁判手続きによる強制執行手続きを行わなければならない。しかし、そのためには相当の事務量が必要であり、簡単に実施できるものではない。○本市では、給食費未納者が児童手当受給者で、手当の支給方法が口座振込みである場合、支給方法を現金支給に変更する旨の同意書を書き取り、支給日・担当課へ申出を徴収している。しかし、現金支給への変更に応じない者や、訪問しても不在で同意書の徴収が出来ない者については納付に結びつかないため、提案のように児童手当受給者から同意を得なくても手当からの特別徴収が認められれば、本市においても未納額の圧縮につながると考える。○本市においても、学校給食費の滞納・滞納状況は安全・安心な学校給食の提供を目指す学校給食委員の大きな課題となっている。本市における学校給食費の納入は原則口座引き落としとしているが、未納・滞納状況にある保護者に対しては、再度の引き落とし通知、現金納入の通知、納入に係る来所相談通知、訪問徴収等様々な取組を実施している。しかしながら、長期に渡る滞納状況にありながら納入督促を無視する保護者や市外への転出等を繰り返して所在不明になる者などが多数存在する。このようなことから、提案にあるように、「児童手当」における学校給食費の徴収権限の強化を強く求めたい。

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
36	A	権限移譲	医療・福祉	<p>幼保連携型認定こども園の認可は中核市の権限となっているが、それ以外の認定こども園の認定等事務について、中核市の所管とされたい。</p>	<p>本市は平成26年度の提案募集で、認定こども園の全類型は、市町村による施設給付の対象であることから、一体的に行う方が事業者、自治体の双方にとってメリットがあるという提案を行った。なお、当時の事務処理特例制度を活用することの回答を受け、愛媛県と協議を重ね、平成28年度から権限移譲を受けたところである。</p> <p>これにより、窓口が一本化されたことから、事業者の負担が減少したほか、本市にとっても、地域の実情に応じた効率的、効果的な供給体制の構築等につながった。</p> <p>一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の合意を得る必要があり、その協議時には県側が優位に立ちやすいことから、県の考え方が事務に反映されとは限らないため、法令によって明らかに中核市の固有の事務と位置付けられることで、より適切に反映できるようになることから、権限移譲を求める。</p>	<p>窓口が一本化されることで、事業者の事務等に係る負担が減少するほか、認定こども園の供給体制確保をはじめとした各自治体策定の「子ども・子育て支援事業計画」に計画的に取り組むことができる。</p> <p>事務処理特例制度は、あくまで「特例」であり、本来の権限は都道府県にあるが、法定移譲されることにより、真の地方分権に繋がるほか、全国的な基準とすることで、中核市間で差が無く、一律に業務に取り組むことができる。</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条等、第7条、第8条、第29条、第30条</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>松山市</p>		<p>青森市、盛岡市、福島県、八王子市、富山市、長野市、豊田市、豊橋市、姫路市、奈良市、倉敷市、久留米市、沖縄県</p>	<p>○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。</p> <p>○本市も、同様の経過が有り、愛知県より事務処理特例として平成28年度から権限移譲を受けている。</p> <p>○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあらゆる手段(施設の統合や長期間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。</p> <p>こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に關しての認がスムーズにいかならないに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。</p> <p>○本市においても貴市と同様に幼保連携型認定こども園以外の認可状況等の把握に苦慮している。</p> <p>○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。</p> <p>市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する1号認定該当の児童が当該施設を利用できなくなる可能性がある。</p> <p>特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。</p> <p>○現在、認可外施設から地方裁量型認定こども園への移行を検討している施設があり、認定前に市の実情に合わせて指導を行い、ある程度改善した上で認定申請をしてほしいと考えている。しかし、認定が県、確認が市となっていることから、市からの指導が認定には関係なくっている。県にも市の考え方は伝えているが、条例に照らし合わせれば事前協議で明確に不可との判断もできない、認定はするが、確認しないということも制度上はありえるが、実際は難しいため、考え方を統一するために、窓口を一元化してほしい。</p> <p>○施設の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったリ、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一貫的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の確認権者が異なり、各々指導監査権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政でも監査の着眼点や指摘事項の擦り合せ等の事務が必要となっている。</p> <p>○本市では、具体的な支障事例はないが、提案のとおり、中核市においては認定こども園の類型によって「認可、認定」権限が分散していることから、制度改正が必要と考える。</p> <p>○幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。</p>

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
253	A	権限移譲	医療・福祉	<p>幼保連携型以外の認定子ども園の認定事務・権限の中核市への移譲</p>	<p>中核市については、幼保連携型認定子ども園の認可権限と幼保連携型認定子ども園以外の認定権限が一致しておらず、市として認定子ども園にかかる事務を一体的に進めにくい。</p> <p>・幼保連携型認定子ども園の認可権限:知事、政令市、中核市</p> <p>・幼保連携型認定子ども園以外の認定権限:知事、政令市(H30年4月～)</p>	<p>幼保連携型認定子ども園の認可等の権限を併せて、幼保連携型以外の認定子ども園の認定等の権限も移譲することで、認定子ども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</p> <p>第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合</p>	<p>旭川市、青森県、福島県、八王子市、長野市、豊橋市、豊田市、奈良市、姫路市、鳥取県、沖縄県</p>	<p>〇施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定子ども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。幼保連携型認定子ども園の認可等の権限を併せて、幼保連携型以外の認定子ども園の認定等の権限も移譲することで、認定子ども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。</p> <p>〇幼保連携型以外の認定子ども園の認可権限を中核市に移すことにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。</p> <p>〇本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべて市立幼稚園と市立保育園をあらゆる手法(施設の統合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定子ども園」に移行することを計画的に進めている。</p> <p>こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定子ども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定子ども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定子ども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関しての説明がスムーズにいかに加え、幼保連携型以外の認定子ども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、子ども園化に支援をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。</p> <p>〇「認定等の権限」とあるが、「認定権限」については、提案のとおり事務効率化につながるため、財政的補償等の措置がなされる上での移譲は効果的であると考えるが、「認定基準」の策定部分を含む場合には、私立学校審議会との調整等課題がある。</p> <p>〇認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定子ども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。</p> <p>市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定子ども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定子ども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する1号認定該当の児童が当該施設を利用できなくなる可能性がある。</p> <p>特定認可外保育施設型認定子ども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。</p> <p>〇施設の種類と認定子ども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。</p> <p>・認定子ども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一貫的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。</p> <p>・認定子ども園の認定権者と特定教育・保育施設の確認権者が異なり、各々指導監査権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政でも監査の着眼点や指摘事項の擦り合せ等の事務が必要となっている。</p> <p>〇保育の実施主体である市町村が認可事務も行うべきであることから、意見に同調する。</p> <p>〇指定都市と同様に中核市に対しても認定事務を移譲し、類型によらず認定子ども園に関する事務を市で完結することにより、事業者にとっての負担軽減に繋がるものとする。</p> <p>〇幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。</p>	

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
68	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設として」の法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたことである。一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に基づき実施されている。一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的に処理できる体制を確保するよう、国において所要の整理を行うこと。	<p>【申請業務(市町村)上の支障】</p> <p>幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分を算出し、補助金を計算している。</p> <p>同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。【審査等業務(都道府県)上の支障】</p> <p>単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付金制に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。また、安心こども基金が活用されたが、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方で補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。【これまでの国の対応】</p> <p>補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況に陥っており、安心こども基金の活用が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する態度も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。</p> <p>【参考】</p> <p>■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助</p>	<p>【補助制度の一元化】</p> <p>事業者や市町村における書類作成業務の負担軽減、事業計画の審査等に係る事務負担の軽減や、審査期間の短縮</p>	児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第40条・第41条 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生へのため推進世代間協、広島市	<p>青森市、秋田市、山形県、柳川市、茨城県、川崎市、松本市、横浜市、新潟市、石川県、長門市、大田市、徳島市、豊橋市、豊田市、知多市、京都市、大阪府、堺市、箕面市、神戸市、伊丹市、倉吉市、徳島県、今治市、北九州市、久留米市、佐賀県、長崎県、長崎市、大村市、熊本県、宮崎県、延岡市、沖縄県</p>	<p><追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p> <p>○単一制度でありながら、施設整備の補助金を、幼稚園、保育所の2つの制度で申請業務をおこなうのは不合理であり、事務の煩雑さが生じている。 ○本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請を申請を行うこと等により、県・市町村・事業者と申請と事務の負担となっており、これを解消するためには制度の一元化が必要である。</p> <p>○【支障事例】</p> <p>市で申請を行う際に、県の手続きも同時に進行が必要があり、柔軟な事業展開が困難。 保育部分と教育部分の基準額をそれぞれ別々に算出し、足し上げた額が全体の基準額となるため、同じ定員規模であるのに、認定こども園が保育所が基準額が異なることとなり不公平感がある。 施設全体の定員規模で基準額が算出できるよう、改善していただきたい。 ○施設整備の補助制については、2つの交付金(保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金)が必要である現状においては、事務負担(行政のみならず、申請する事業者)についても大きく、効率的ではないと考える。提案にあるように国においては一元的に処理できる体制整備を行っていただきたい。</p> <p>○【申請業務(市町村)上の支障】</p> <p>幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。</p> <p>同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。</p> <p>【審査等業務(都道府県)上の支障】</p> <p>単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付金制に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。また、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方で補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。【これまでの国の対応】</p> <p>補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況に陥っており、安心こども基金の活用が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する態度も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。</p> <p>【参考】</p> <p>■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助</p> <p>○幼保連携型認定こども園の整備において補助金を申請する際、単一施設の整備にも関わらず、保育所機能と幼稚園機能を併せ持つことから、厚生労働省及び文部科学省それぞれの担当窓口とそれぞれの交付金要綱に基づく協議・調整・申請書を作成する必要があることから、事務の支障を来している。また、申請時期が異なるため、内示の時期も厚生労働省4月、文部科学省6月とそれぞれ異なっており、内示も統一されていない。そのため一方の内示の待ちし低い可能性を想定すると、事業を進めにくいうえ、前の財政面に大きな影響を及ぼすおそれがある。また申請の際に、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。</p> <p>幼保連携型認定こども園は、「一つの法律に基づく単一の施設である」とから、厚生労働省・文部科学省それぞれの補助金の申請制に係る申請制を統一し、事業者や市町村における書類作成業務の負担軽減、事業計画の審査等に係る事務負担の軽減や審査期間の短縮を考慮し、これら2つの補助制度の所管または申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的な処理ができる体制を検討していただきたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金制度の一元化について</p> <p>27年度整備 認定こども園幼稚園 29年度整備 認定こども園幼稚園</p> <p>認定こども園は、教育と保育の両方を実施する施設だが、整備費補助の申請手続きが1号認定こども分(幼稚園部分)は「認定こども園施設整備交付金」を所管する文部科学省、2、3号認定こども分(保育所部分)は「保育所等整備交付金」を所管する厚生労働省にすることとなり、書類作成の手間が重複した。</p> <p>また、各号の子どもが共有する部分の按分等にも大変な手間がかかり、按分方法の調整等があると両方の交付申請額に影響を及ぼし、国との連絡にかなりの時間を費やした。今年度も30年4月を目指して幼保連携型認定こども園の整備があるが、現在、文部科学省に協議した補助の内示が保留となっており、事業費の査定計画自体を変更する可能性もある。さらに、厚生労働省からは内示が出ているが、補助金全ての方が揃わないと算定作業を進められないことから、最悪の事態としては30年4月に定員増を図れない事態も想定される。このように、一つの施設の整備に関して、補助金の手続きがバラバラに行われ非常に非効率的であり、また、待機児童対策が進まない要因となり得る。</p> <p>○本県においても、提案団体の審査等業務上の支障と同様の支障が生じているため、現行制度を見直し、</p> <p>○単一施設の整備であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ申請を行っており、補助対象経費の算定についても各共用部分ごとに按分計算を行うなど事務の負担となっている。</p> <p>○幼稚園を幼保連携型認定こども園とするための施設整備の計画において、2本の交付金等の協議を行わなければならない、計画の変更においても、それぞれに変更の手続きを行うことは非常に煩雑であり、交付金制度の一元化に賛同する。</p> <p>○現時点で当該交付金の活用事例はないが、事業者・市町村における書類作成や事業計画の審査等に係る事項について、複雑な手続きが必要となっている。</p> <p>○これまで本市において本案件に係る事例を取り扱ったことはないが、認定こども園整備に係る交付金は、同一の法律に基づく、同一の施設であり、申請者も同一法人であることから、申請を厚生労働省、文部科学省それぞれに行うことは、申請者や関係自治体にとって負担感が大きく合理性に欠ける。</p> <p>本交付金の所管については、これまでの経緯等から内閣府に一本化し、審査過程において必要があれば内閣府から厚生労働省、文部科学省へ協議等を行うといったしくみに改めるのが合理的と考えられる。</p> <p>○【支障事例】</p> <p>幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、2つの補助制度にまたがり、2省の財源確保が必要とされることによる弊害が現に生じている。</p> <p>具体的には、今回2省に事前協議を行っている同一案件において、厚生労働省所管分は内示が出たものの、文部科学省所管分は内示保留となったために、民間事業者の整備事業に支障を来している。</p> <p>事務処理上の非効率性のみならず、事業実施への大きな影響も問題となっているため、一元的な処理体制の確立又は十分な連携体制の確保について、迅速に措置していただきたい。</p> <p>○本市においては、安心こども基金が活用できたため、具体的な支障事例は発生していないが、提案にあるとおり、同一施設整備に係る交付金の申請手続きが一元化していることによる不要な事務処理(事務の非効率化)が生じていることから、制度改正が必要と考える。</p> <p>○【支障事例】</p> <p>厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの補助対象経費の算定に当たっては、施設的面積や定員率により按分を行わなければならない状況である。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>事務の負担軽減を図るため、認定こども園に対する補助制度の一本化が必要である。</p> <p>○同一の施設における同一の工事に対し、市町村及び県において二重の負担となっていることから、一元的に整理することが求められる。</p> <p>○共用部分の経費を按分する等の作業を経た各省庁への申請業務については、それぞれ文書を作成・点検するなど、認定こども園運営及び利用における事務の煩雑さを招いている。</p> <p>園の制度に起因した支障事例であり、市等の業務改善では事務の煩雑さの解消を図ることができないことから、国として業務の在り方を整理し、業務の効率化に向けた取組を進めていただきたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金の申請様式については、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されていることはあるが、依然として保育所相当部分については厚生労働省、幼稚園相当部分については文部科学省にそれぞれ申請手続きを行っている。この際、</p>	

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
											<p>子ども子育て分野については、適宜、増員等の手当してきたものの、業務繁忙が解消されていない。人・予算による手当てで解決しないのであれば、現在抱えている事務の内容や工程等を見直すことで、現場の負担軽減に繋げたいと考えており、定員管理所管課としても、本提案について強く賛同したい。</p> <p>○同一の施設における同一の工事に対し、市町村及び県において二重の負担となっていることから、一元的に整理することが求められる。</p> <p>○本市においては、幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、保育所機能部分のみを該当としているため、幼稚園機能部分の補助金は活用していないが、補助制度の一元化による事務負担の軽減等は必要であると考えます。</p> <p>○平成28年10月鳥取中部地震の災害復旧事業において、同事業者が生じた。</p> <p>○本市でも、整備交付金の申請は多くあり、その都度申請手続き、事務処理には苦慮しているところであり、簡素化を求めたい。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省の内示の時期が異なり、予算の繰戻の手続きが煩雑化した。厚生労働省及文部科学省の二つの交付要綱に基づく協議、調整、事業者への説明、積算の資料作りにも時間を要した。</p> <p>○制度が2つに分かれているため、協議、申請、実績報告、支出という一連の事務を2つに分けて行わざるを得ず、事務量が倍増している。</p> <p>○本年度において、幼保連携型認定こども園の増改築を計画しているが、整備対象施設の機能区分ごとに定員や、面積に基づき費用按分をしようとして、保育所等整備交付金、認定こども園整備交付金、次世代育成支援対策実施整備交付金(対象施設に児童館機能が含まれていたため)の申請手続きを進めている。費用按分に関する検討にも時間を要し、また、申請手続きについても、交付金毎にスケジュールが異なるため、効率的に申請手続きを進めにくい状況がある。</p>	
107	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園での障害児等支援にかかわる補助体系の見直し	認定こども園における障害児等支援にかかわる補助制度を一本化する。	<p>○私立の認定こども園における障害児等支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の種類、施設の設置者及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。</p> <p>○例えば、幼稚園型認定こども園のうち、接続型の場合で幼稚園部分が学校法人立の場合、3号認定子どもには「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」が適用されるが、2号認定子どもには「特別支援教育費補助」が適用される。</p> <p>また、幼保連携型認定こども園のうち、旧接続型の場合で学校法人の場合、2号認定子どもには私学助成が適用されるが、3号認定子どもには一般財源措置となっている。この場合、私学助成は補助金の交付を受けようとする年度の5/1現在に就園する子どもに対して補助がなされるため、例えば、次のような支障が生じる。</p> <p>(例)5/3 生まれの子どもは、5/2 に2号認定になることから、5/1 時点では私学助成の対象とならず、当該子どもはどの制度からも補助金の交付を受けられない。</p> <p>○手続きの面に関しても、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならない、施設によって大きな事務負担となっている。</p>	<p>補助体系の見直しを図ることで、事務作業の負担軽減につながる。</p> <p>多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要項</p> <p>私立高等学校等経費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費・通級高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費)交付要綱</p>	内閣府、文部科学省、厚生労働省		大阪市		<p>旭川市、仙台市、福島県、川崎市、新発田市、大阪市、北九州市、佐賀県、長崎市</p>	<p>○私立の認定こども園における障害児等支援については、子ども子育て支援交付金「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の種類、施設の設置者及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。</p> <p>○手続きの面に関しても、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならない、施設によって大きな事務負担となっている。については、事業類型や子ども支給認定の区分を問わず、障害児へ統一した支援となるよう補助制度の一本化を提案する。</p> <p>○本市においても、提案市と同様に私立の認定こども園における障害児等支援については、私学助成部分については都道府県へ、それ以外については市へ補助申請を行わなければならない、施設によって負担となっている。</p> <p>○認定こども園での障害児等支援に係る財源措置を一本化し、分かりやすい制度構築が必要であると考える。さらに居宅訪問型を除く地域型保育事業では定価格における加算項目として財政措置されており、子ども子育て支援新制度の財政支援の仕組みを共通するという趣旨に鑑み、障害児等支援に係る財政措置は、定価格における加算項目に一本化することが望ましいと考える。</p>
106	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化	認定こども園等において過年度保育料を遡及して変更する場合の徴収方法に関する規制緩和	<p>○行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遡及して徴収する場合、保育所では市町村が保護者から過年度保育料を徴収することができる。その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)については市町村による徴収が認められていない(幼保連携型・保育所型認定こども園は、保育に支障がある場合のみ代行徴収が可)ことから、施設が独自で徴収業務を行う必要があり、多大な事務負担が発生している。</p>	<p>認定こども園等(幼稚園を含む)において、行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遡及して徴収する場合、市町村が代行徴収を行うことで、利用者から平等に保育料を徴収することができるように、利用者間の不公平感をなくすることができる。保育料の徴収手段が確保されることで、施設の安定的な経営にも繋がり、特定の場合の徴収業務を市町村が代行することで施設側の事務負担を減らすことができる。</p>	児童福祉法第24条及び第56条第8項 FAQ(第7版)事業者向けFAQ(よくある質問)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市		福島県、小牧市	<p>○保護者負担金の算定ミスが頻発し、過年度分の保護者負担金に家費があった場合、認定こども園等の施設が徴収業務を行うことは、施設側の負担が大きい。市が徴収できるようにすることで施設側の負担を減らすことができ、お金の流れもスムーズになる。</p>
296	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」の重複解消	地域子育て支援拠点事業の委託を受けていた保育所・幼稚園が認定こども園に移行した際に生じる、地域子育て支援拠点事業と子育て支援事業の実施の重複解消	<p>認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を持つ施設として認定を受けているが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けていた保育所等が認定こども園に移行した際、「自治体向けFAQ」によれば移行前の保育園(又は幼稚園)時代に委託していた「地域子育て支援拠点事業」をやめることがないよう強くお願いするとし、市町村に対して事実上義務付けがされている。</p> <p>FAQによれば、「認定こども園・幼稚園・保育所と、地域子ども子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業」であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほとんど変わりなく、外観上、利用者から双方の違いが明確でないため、混乱を招いている。</p> <p>認定こども園に対し、「地域子育て支援拠点事業」を委託する際に、重複感があるため、今後本市の地域子育て支援拠点事業を保育所・認定こども園で実施する場合には、本園と別施設にて実施することを求めることで、効果的に「地域子育て支援拠点事業」を設置していただきたいと考えているため、FAQによる事業上の義務付けについて見直しを求めるとともに、認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」それぞれの要件・効果等について、明確化された。</p>	<p>認定こども園固有の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」を地域の実情に応じて、設置できるとすることにより、限られた費用で地域全体の子育て支援を創出し、実施することが可能となるとともに、利用者である保護者の相談が増加するため利便性の向上にも資する。</p> <p>また、両事業の違いについて明確化することにより、地域の子育て支援を効果的に実施することができる。</p>	子ども子育て支援法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成29年5月8日「自治体向けFAQ【第15版】」206	内閣府、文部科学省、厚生労働省	和歌山市	徳島県、宮崎市	<p>○本県においては、幼保連携型認定こども園に対し、認定こども園法に規定する子育て支援事業のうち2つ以上を週3日以上実施しなければならないと条例で定め、認定こども園法に規定のある「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」の重複実施となる。</p>	

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
223	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所・認定こども園における代替職員の特例配置	保育所・認定こども園において、突発的な正規職員等の退職や長期休業等により、急ぎよ保育士・保育教諭の確保に努めたものの、緊急的な保育士・保育教諭の確保ができなかった場合に、職員不足により待機児童が発生するケースや、公定価格の減算対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭として代替配置することを可能とする。	年度当初の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年度途中に正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。	年度途中での保育士・保育教諭の確保が困難な場合に、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭の代替職員として配置可能とすることで、年度途中の保育希望者の受け入れや、保育士・保育教諭の急な長期休業・退職等に柔軟に対応することが可能となる。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第30条 幼児保育施設認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第5条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇治市		ひたちなか市	○保育士確保が困難な状況下で、年度途中退職や長期休業などがみられ、各保育所が相当苦慮していることから、制度改正が必要であると考え。 ○現状で、保育士配置に余裕がなく、年度途中においても確保に苦慮する状況がある。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。
159	地方に対する規制緩和	教育・文化	幼稚園等に課されている設置者管理の制限を廃止し、地方公共団体が設置する公立幼稚園について、既存の私立幼稚園等へ管理業務の委託が可能となるよう地方独立行政法人へ業務範囲を拡大する等の緩和を行う。	人口減少・少子高齢化が進む中、行政需要は確実に増加することが見込まれ、行政サービスの効率的な提供を行うことが課題となっている。 本県では他県に比べて公立幼稚園の割合が高く、地域住民の公立幼稚園での教育ニーズに応えていくためには、今後一定程度の公立幼稚園の維持が必要であると見込まれている。しかし、財政基盤が脆弱で小規模自治体が多く、個々の施設の運営・管理が財政的な負担となっており、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運営が必要となっている。 私立幼稚園の設置数が比較的多い都市部においては、委託先となる民間事業者は一定数存在するものと見込まれ、私立幼稚園への委託が可能となれば、都市部の市町村の財政運営の負担に資する。 一方、山間や過疎地域が多い本県においては、委託先となる民間事業者が限定されるため、事業者の選定が困難となる地域も存在する。この点、地方独立行政法人であれば、公益性を確保しながら広域的に活動することができ、山間など民間委託等が困難である地域においても事業を実施することが可能となる。また、財政基盤が弱い小規模自治体から切り離した上で、経営の視点を入れた独立採算により、長期的に安定した業務が期待できることから、経営の自由度が増し効率的な運営が可能となる。 このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考える。	公立幼稚園のサービスの効率化を図ることができるとも、住民サービスの向上につながる。	学校教育法第2条、第5条 地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	総務省、文部科学省	奈良県	ひたちなか市	○公立幼稚園の民間や独立行政法人への委託は予定しておらず、現状支障になることはないが今後さらに少子化が進行し、私立幼稚園が閉園していく状況にまでなった場合には、民間委託等による公立幼稚園のサービスの拡充も選択のひとつとなり得る。		
25	地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際の職員配置基準の緩和	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際の職員配置基準の緩和	本町では、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できるように、定期的に放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施(共通のプログラムを実施)しているが、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員は、保育士よりも処遇が低く、確保が困難な状況である。 また放課後子供教室の職員である学習アドバイザーは、教職を目指す大学生や地域で活躍している様々な分野の方で、ボランティアのようなものでもあり、毎週人材の確保に苦慮している。現在は月1回程度一休型として実施しているが、両事業の人材の確保が困難であることを背景として、限られた人員による事業運営を行っていることから、一体的に実施する回数を増やすことができない。 厚労省は、放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を全国約1万か所以上で実施することとしているが、平成28年3月末時点で調査を行ったところ、一体型として実施しているのは、3549か所であり、一体的な取組みを進める上での課題として、人材の確保が困難(都道府県、83.0%、市町村62.1%)であることが最も多く挙げられていることから、一体的に実施する際の人員配置基準を見直すことで、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進することができると考える。 現行では、放課後子供教室の職員配置人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとされているが、放課後児童クラブの職員配置人数は、原則2人放課後児童支援員を配置することとされているが、利用者20人未満の場合のみ、1人の放課後児童支援員を除き、同一敷地内にある他の事業所等の業務と兼務できることとしている。 よって、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施し、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員2名(うち1人は補助員でも可)と安全管理員兼学習アドバイザー1名の最低3人の配置が必要である。 放課後児童クラブを単独で運営する場合に、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員を2人(うち1人は補助員でも可)配置することとされていることから、同時に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際にも、全員で創作活動を行う等プログラムを工夫することで、放課後児童支援員1人と安全管理員兼学習アドバイザー1人の計2人で実施することができると考える。	放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を促進し、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できる環境を整備できる。	○児童福祉法 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成28年4月30日厚生労働省令第63号) ○放課後子ども教室推進事業等実施要綱	文部科学省、厚生労働省	長洲町			
208	地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども子育て支援法における支給認定の年齢区分の直し	年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達する保費を必要としない子どもについて、子ども子育て支援法に基づく支給認定の対象とすること	<現状> -幼稚園、保育園等の教育・保育を利用する場合、子ども子育て支援法第19条で定める支給認定を受けなければならない子どもについては、認定区分に基づき、施設型給付を受けることができる。 -幼稚園及び認定こども園の幼稚園等(以下「幼稚園等」という)は満3歳以上から入園できる(1号認定)こととなっているが、本市内の幼稚園等では、満3歳到達前の子どもでもあっても、施設の付随<支障事例(総論)> 幼稚園等は、少子化により同世代の児童と交流する機会が少なくなってしまう児童のためのフィールドとなり、児童の健やかな成長を促す場としての役割を果たしている。また、自我が芽生えはじめる、イヤイヤ期の児童(満2歳前後)については、教員や同世代の児童など、親以外の人間と活動することにより、自利や協調性の芽生え、集団生活への入所慣れなどな移行が可能である。年度当初満2歳の子どもが年度途中で随時入園すると、満3~5歳児学級のように入園児童を対象とした通年の教育内容を組むことができます、児童の成長に影響がある。 <支障事例(その他)> ○施設:3歳に到達するまでは、施設型給付(1人あたり6万円程度)が受けられないため、施設や保護者の負担で給付分を賄っている。 ○保護者:3歳に到達するまでは、市が定める保育料ではなく、施設が独自に定める保育料(市が定める保育料より高額の場合が多い)を支払っており、また第3子無料、兄弟同時入所による保育料軽減などの措置を受けることができないなど、金銭的負担が大きい。 ○市:認定を受けていない児童は正式な入所扱いになっていないため、真に施設を利用している児童数の把握、職員の配置基準、施設の面積基準などの充足状況の確認が困難。	-満3歳児未満の子どもの教育ニーズに対し、適切な対応を行うことができる。 -満3歳児未満の子どもの幼稚園等に入園しやすい環境となり、増加し続けている3歳児未満の保育ニーズに対し、保育園のみならず幼稚園等がその解消に資することが期待される。 -施設を真に利用している児童数の把握が容易になり、定員外園児の受け入れなどの防止につながる。	子ども子育て支援法第19条、学校教育法第26条	内閣府、文部科学省	高岡市	福島県、ひたちなか市、北九州市	○満3歳になる前に私的契約で入園をさせている市、市で把握することが困難であるため施設基準や職員配置基準が適正に満たされているかの判断が困難なところであり、施設給付費の加算の判定等に留意を要する可能性がある。このことから満3歳児の受け入れについて基準等を厳格化する中に組み込む必要があると思われる。 ○第一次反抗期にあたる2歳児を幼稚園に受け入れることにより、孤立しがちな専業主婦(夫)家庭等の育児負担の軽減が必要である。 自らの自覚めと行動範囲の広がり、数多くの言葉を獲得していく時期である2歳児を幼稚園で受け入れることにより、子どもの育ちを支援することができる。	

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
												団体名	支障事例
225	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化	<p>子ども・子育て支援法(平成24年6月22日法律第65号)第35条第2項で規定される特定教育・保育施設の設置者が定員を減少しようとするときに市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議とするよう求める。</p> <p>○認定こども園(特に、保育所から保育所型認定こども園に移行した施設)では、1号認定の利用定員を少人数に設定した際、子ども一人あたりの単価設定が高額となっていることから、サービス提供量に見合わない多額の施設型給付費を受け取ることができる制度となっている。そのため、保育所から認定こども園へ移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童対策を講じている自治体にとって相反する制度設計になっている。また、待機児童の解消に向けて、小規模保育所の整備を進めていく上で、3歳児以降の接続の場の確保の観点からも、その受け皿を1号認定として運用することは、待機児童の多数を占める乳児の受け皿である小規模保育所の増設を進める上で障害となっている。</p> <p>○市町村においては、子ども子育て支援法により、市町村の責務として、子ども・子育て支援給付等を総合的かつ計画的に行うことや、子ども・子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では特定教育・保育施設の設置者が施設の定員を下げるときは、3か月前までに市町村長に届出をするだけでなく、市町村の責務を果たすための関与ができない状況となっている。</p> <p>○また、認可権限のある府に対しても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)の第29条により、定員を減少させる場合は、届出のみとなっており、府においても即止できない状況となっている。</p>	子ども・子育て支援法	内閣府、文部科学省、厚生労働省	箕面市		<p>福島県、横浜府、長野市、磐田市、出雲市、北九州市</p> <p>○利用定員の設定について、統一した基準を設けたうえで、市町村が関与する仕組みが必要。 ○通常、特定教育・保育施設の設置者が利用定員を変更する際には、届出前に相談等があることから、その中で設置者と協議を行い、児童の受け入れ等に支障が出ないようにしている。利用定員を増加する際には、設置認可時と同様の手続きを定めており、また、利用定員の変更は市町村の保育行政に及ぼす影響が大きいことから、定員を減少する際の市町村の関与強化は合理的である。提案の「必要に応じて協議」では、「必要な場合」が不明確なため、明確化すべきと考える。 ○利用定員については、市町村による計画を踏まえる必要があると考えるため、届出のみではなく協議は必要。 ○当市の子ども・子育て支援事業計画において、既存施設の定員を増加することにより、保育の受け皿を確保することとしている。本提案による市町村の関与強化は当該計画の促進に寄与するものである。</p>			

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
216	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化。	施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大している状況。具体例は以下のとおり。 【相模原市の事例】 ○管外受委託児童に係る請求及び支払事務請求及び支払いにあたり、対施設や自治体間での情報のやり取りが煩雑で、円滑な請求及び支給事務の効げとなっている。 ○システムによる請求事務の指導・助言施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。	市町村及び各施設の事務量の軽減につながり、市町村においては地域の実情に応じた施設に、各施設においては保護者のニーズ等に応じたきめ細かな子育て環境の整備により一層注力できる。	・子ども・子育て支援交付金交付要綱 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に関する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会		福島県、ひたろな、か市、海老名市、静岡県、豊田市、知多市、大浜市、伊丹市、山陽小野田市、北九州市、新宮市、大村市、熊本市	<p>○管外受委託児童に係る請求及び支払事務の簡素化に向けては、国の公定価格に基づく給付費等に関する検討を併せて、各地方自治体が給付費等の上乗せして独自に助成している費用についても、同時に検討することが必要と考えます。</p> <p>具体的には、現在、当市では、市内に居住する児童が市外の保育所等を利用した場合に、保育所等の所在地の地方自治体の独自助成の水準に合わせた費用を支払っています。これは、同じ保育所等を利用する児童の間で受けられる保育の内容に差が生じないようにするとの考えによるものです。</p> <p>また、多くの地方自治体でも同様に、市内に居住する児童が市内の保育所等を利用した場合に、市の独自助成の水準に合わせた費用を支払っています。</p> <p>しかし、一部の地方自治体では、財政状況などから、保育所等の所在地の水準に合わせた独自助成の費用まで負担できないという地方自治体もあるため、市内の保育所等からは、そのような地方自治体の児童を受け入れた際の負担軽減について、市に要望が寄せられています。</p> <p>管外受委託児童に係る請求及び支払事務について、広域的な組織に給付事務を委託する仕組みを検討する際には、各地方自治体の独自助成の支払いの仕組みの共通化も併せて検討することで、事務の簡素化と、費用負担の考え方の違いの解消につながるかと考えます。</p> <p>○本県内の市町においても施設型給付費等の算定が複雑なことから、年間の実績見込み額等により、国庫・県費負担金に多くの過払いと返還が発生し、国及び県の予算に大きな影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>○請求及び支払事務については、自ら給付額を正しく計算できる施設が少なく、殆どが請求書を作成している。管外受委託児童に係る請求及び支払事務は各所に内容の確認を行っているが、それでもミスが多く何度も請求書の差し替えが発生していることから、簡素化の提案に賛同する。</p> <p>○他市委託児童については、退所・利用者の異動・認定の変更等を含む情報のやり取りが煩雑。</p> <p>○本市についても提案自治体と同じく、施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市で請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。</p> <p>○本県においても処遇改善加算の審査事務を行っており、大量の書類の確認や市町及び申請者との連絡調整を頻繁に行う必要があり、多くの職員が時間外勤務を行うなど多大な負担が生じている。</p> <p>○提案団体と同様の事例が生じているため制度改正が必要であると考える。</p> <p>○本市においても、施設型給付費等の算定については多大な事務負担が生じているため、簡素化することは必要であると考えます。</p> <p>○施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大し、担当者は極めて多くの時間を当該業務に費やしている。管外受委託は、件数事数は少ないが、算定そのものが複雑であり、事務の簡素化に取り組む必要性を強く感じている。</p> <p>○当期においても管外受委託の該当ケースがあるが、費用の算定から請求、支払い事務に関しては、複雑な制度もあいまって煩雑となるケースがある。給付費の支給に関して当該月内での支給となっているため非常に苦慮しているところである。管外受委託に関する支給期限を緩和することで事務の効率化が図れるものと考えられる。</p> <p>○管内児童の管外施設入所に係る請求及び支払事務については、管外施設との間で加算認定状況や月別入人数など給付上の各種情報を毎月やり取りしなければならず、一定の事務負担が発生している。</p> <p><制度改正の必要性> 管外児童に係る毎月の給付費支払については、施設の所在自治体が管内児童に係る給付費と併せて一括して替え、年度終了後に国庫から国費負担金の特例として全額補填する仕組みにすれば、事務軽減の一定の効果が見込める。</p> <p>○本市においても処遇改善加算に係る事務も膨大であり、毎年変わる加算率等への対応も苦慮し、給付費の請求、支払い事務も多大な負担が生じている。</p>

